

第12期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡
3階 ザ・グランド・ボールルーム

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第12期定時株主総会招集ご通知	1
[添付書類]	
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	51
監査報告書	59

- ・お土産の配布および株主懇談会はとりやめさせていただいております。
- ・今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.ochiholdings.co.jp>)に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 3166
2022年6月3日

株主各位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号



代表取締役 越智通広
社長執行役員

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能なかぎり、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第12期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上


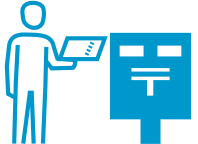

<株主様へのお願いとご案内>

- ・株主総会ご出席の方へのお土産の配布および株主懇談会はとりやめさせていただいております。
- ・ご来場の株主様には、検温へのご協力、アルコール消毒液の使用およびマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行なうことで、短時間で行なう予定でおりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ochiholdings.co.jp>) より発信情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。

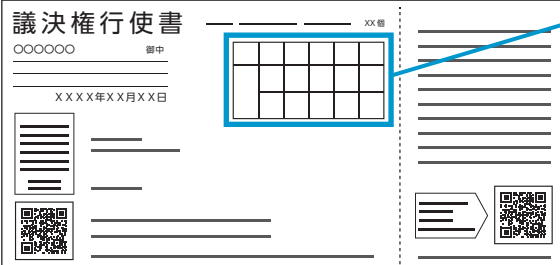
-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日は環境に配慮してクールビズにて実施させていただきます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ochiholdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

<p style="text-align: center;">株主総会にご出席する方法</p>  <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">株主総会開催日時 2022年6月24日（金曜日） 午前10時</p>	<p style="text-align: center;">書面（郵送）で議決権を行使する方法</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、ご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限 2022年6月23日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	<p style="text-align: center;">インターネットで議決権を行使する方法</p>  <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限 2022年6月23日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	---	--

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 〇〇中

XXXX年XX月XX日

XXXX

QRコード

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 **第3号議案**

賛成の場合 → **[賛]** の欄に○印

反対の場合 → **[否]** の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 → **[賛]** の欄に○印

全員反対する場合 → **[否]** の欄に○印

一部の候補者を → **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

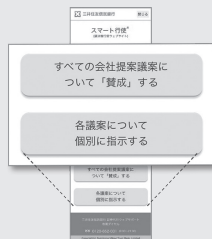
「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



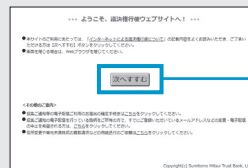
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

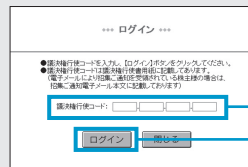
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

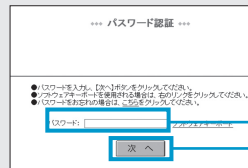
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

■「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するために、事業目的の一部の変更を行なうものであります（変更案第3条）。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第3条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。
① 建設資材の販売	①～③（現行どおり）
② 住宅設備機器の販売	
③ 建設工事の請負、企画、設計、施工および監理 ＜新 設＞	④ 建設コンサルタント業
④ 家庭用の電気製品、金物および日用品の販売 ＜新 設＞	⑤（現行どおり）
⑤ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事	⑥ 繊維製品卸・小売業
⑥ 木材の加工、製造販売	⑦～⑰（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑦ 電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売</p> <p>⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業</p> <p>⑨ ガソリンスタンドおよび車両の整備</p> <p>⑩ 下水道処理施設維持管理業</p> <p>⑪ 飲食業</p> <p>⑫ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理</p> <p>⑬ 損害保険代理業</p> <p>⑭ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</p> <p>⑮ 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第4条～第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>＜新 設＞</p>	<p>第4条～第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条（現行どおり）</p> <p>＜削 除＞</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第27条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第30条～第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第30条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供および電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	越智 通広 <small>おち 越智 みちひろ</small>	代表取締役社長執行役員	再任
2	越智 通信 <small>おち 越智 みちのぶ</small>	取締役執行役員木材・建材部長	再任
3	酒匂 利夫 <small>さこう とし お</small>	取締役執行役員人事部長	再任
4	土生 清文 <small>はぶ 土生 きよふみ</small>	取締役執行役員総合管理部長	再任
5	江藤 洋 <small>えとう ひろし</small>	取締役	再任 社外 独立
6	中垣 一史 <small>なかがき かずふみ</small>		新任 社外 独立

- (注) 1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より経営指導業務を受託しております。
2. 上記以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 江藤洋および中垣一史の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 江藤洋氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は社外取締役就任前に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 当社は江藤洋氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は中垣一史氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は江藤洋氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は中垣一史氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

候補者
番号

1

お ち みちひろ
越智 通広

(1957年3月8日生)

所有する当社株式の数：1,371,303 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 ㈱福岡銀行入行
1987年6月 越智産業㈱入社
1989年7月 同社取締役経理部長
1991年6月 同社代表取締役社長（現任）
2010年10月 当社代表取締役社長
2015年12月 当社代表取締役社長社長執行役員
2021年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

越智産業㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1991年から越智産業㈱の代表取締役、2010年からOCH Iホールディングス㈱の代表取締役として当社グループの経営をリードし、経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者
番号

2

お ち みちのぶ
越智 通信

(1962年8月12日生)

所有する当社株式の数：81,392 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 エッソ石油㈱（現ENEOS㈱）入社
1990年4月 越智産業㈱入社
2006年6月 同社取締役営業統括グループ副グループ長
2007年4月 同社取締役営業統括グループ長
2009年4月 同社取締役経営企画室、内部監査室担当
2009年9月 同社取締役関係会社統括グループ、経営企画室、内部監査室担当
2010年10月 同社取締役総務グループ担当
2010年10月 当社取締役経営企画部長
2013年6月 越智産業㈱取締役業務グループ担当
2014年3月 同社取締役経営企画グループ長
2014年4月 同社取締役常務執行役員グループ会社統括（現任）当社取締役建材事業部長
2015年12月 当社取締役執行役員建材事業部長
2018年4月 当社取締役執行役員木材・建材部長
2020年7月 当社取締役執行役員木材・建材部長兼エンジニアリング事業部長
2020年10月 当社取締役執行役員木材・建材部長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、建材事業および加工事業を統括しております。成長分野、成長地域における営業基盤の強化をはじめとする経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者
番 号

3

さ こう
酒 匂

とし お
利 夫

(1957年9月25日生)

所有する当社株式の数：5,790 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
2007年7月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 業務監査部参事役
2009年2月 越智産業(株)入社
2009年7月 同社執行役員人事・総務グループ長
2010年10月 同社執行役員人事グループ長
2010年10月 当社取締役人事部長
2013年6月 越智産業(株)取締役人事グループ長(現任)
2014年4月 当社取締役人事・総務部長
2015年6月 当社取締役人事部長
2015年12月 当社取締役執行役員人事・総務部長
2018年8月 当社取締役執行役員人事部長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、人事・総務部門を担当し、人事諸制度の設計と労務管理の充実、人材開発を推進しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。なお、金融機関における海外勤務経験を有しております。

候補者
番 号

4

は ぶ
土 生

きよ ふみ
清 文

(1958年2月16日生)

所有する当社株式の数：1,200 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 (株)福岡銀行入行
2008年6月 同行監査部長
2010年4月 同行リスク管理部長
2011年4月 同行常勤監査役
2015年6月 当社取締役経営企画部長
2015年12月 当社取締役執行役員経営企画部長
2016年6月 越智産業(株)監査役
2019年6月 同社取締役
2021年4月 同社取締役リスク管理グループ長
2021年4月 当社取締役執行役員総合管理部長(現任)
2022年3月 越智産業(株)取締役(現任)

取締役候補者とした理由

金融機関において国内営業、海外勤務を含む市場・国際業務、および監査・リスク管理業務を経験しております。当社入社後は経営企画部長、総合管理部長を歴任し、グループのガバナンス強化、管理部門の統括、建材事業に共通した新しい販売管理システムの導入等に携わっており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者
番号 5 ^{えとう ひろし}
江藤 洋 (1949年10月5日生)

所有する当社株式の数：0 株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株) (現コカ・コーラボトラーズジャパン(株)) 入社
1991年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2007年6月 トーマツコンサルティング (福岡) (株)代表取締役社長
2009年10月 トーマツコンサルティング(株)西日本代表取締役社長
2010年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)専務執行役員西日本オフィス統括パートナー
2012年2月 江藤中小企業診断士事務所開設 (現任)
2014年6月 当社社外監査役
2016年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

江藤中小企業診断士事務所所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

監査、企業コンサルティングの分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

候補者
番号 6 ^{なかがき かずふみ}
中垣 一史 (1956年4月2日生)

所有する当社株式の数：0 株

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 日之出水道機器(株)入社
1989年4月 (株)全教研入社
1990年10月 同社常務取締役管理本部長
2004年10月 (株)インフィニットマインド代表取締役社長
2016年11月 (株)全教研代表取締役社長
2021年4月 同社相談役 (現任)
2022年4月 (株)インフィニットマインド代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)インフィニットマインド代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたり企業経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

やまもと
山本

ともこ
智子

(1954年1月1日生)

所有する当社株式の数：0株

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社外

1981年4月 弁護士登録 坂口法律事務所入所

1984年1月 坂口・山本法律事務所開設

独立

1995年4月 山本法律事務所開設

2016年6月 (株)九州リースサービス社外監査役(現任)

2018年6月 当社社外取締役(現任)

2020年4月 TMI総合法律事務所福岡オフィス カウンセル(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務、M&Aに精通しており、培われた専門的な知識、経験等を活かしていただくことにより、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。なお、直接経営に関与したことはございませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者山本智子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山本智子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山本智子氏は、本総会終結の時をもって、当社社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)を任期満了により退任いたします。同氏の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)としての就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は山本智子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、選任が承認された場合には、改めて契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。山本智子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は山本智子氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

〔ご参考〕株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合の各取締役の主たる専門性・経験を示しております。

	企業経営	業界知見	財務・会計	法務・ リスク管理	ESG・ サステナビリティ	IT・技術
越智 通広	○	○	○		○	
越智 通信	○	○			○	○
酒匂 利夫			○		○	
土生 清文			○	○	○	○
江藤 洋	社外 独立 監査等委員	○	○		○	○
中垣 一史	社外 独立 監査等委員	○	○		○	
松本 英治	社外 独立 監査等委員	○	○	○		
久留 和夫	社外 独立 監査等委員		○		○	
濱田 弥亜	社外 独立 監査等委員	○	○			
山本 智子	社外 独立 監査等委員			○	○	

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、国内でのワクチン接種が進み、秋以降には経済活動は徐々に正常化し、景気に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、年明けから新たな変異株の感染が拡大し、新規感染者数は高止まりしており、いまだ終息時期が見通せない状況にあります。また、ロシアのウクライナ侵攻によりエネルギーや原材料の価格が高騰するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

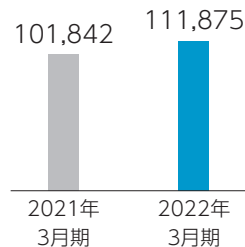
住宅関連業界におきましては、世界的な木材の供給不足とそれに伴う価格高騰や半導体不足による住設機器の納入遅延が続いておりますが、景気や消費者マインドの悪化が小幅に止まったこと、ハウスメーカーやビルダーが販売を活発化させていること、消費者の戸建住宅への選好が在宅時間の増加に伴い高まっていると思われることなどにより、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は、前期比6.6%増の86万5千戸となりました。また、当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、前期比8.4%増となりました。

このような状況の中で、当社グループは、耐震、ゼロエネルギー住宅等の高性能商材の普及促進、リフォーム・リノベーション需要の取り込み、非住宅市場の開拓等、成長分野での販売強化を図ってまいりました。

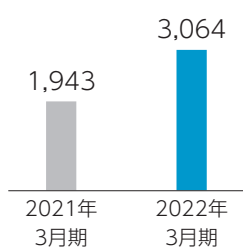
また、2021年10月には札幌市に本社を置き、主として寝具、衣料品、タオル等の繊維商品の卸売を行なう寺田(株)を新たに子会社化し、東日本での事業拡大に加えて、環境アメニティ事業における仕入、販売の連携等を通して、グループシナジーの一層の追求を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、111,875百万円(前期比9.9%増)となりました。利益面につきましては、営業利益は3,064百万円(前期比57.7%増)、経常利益は3,547百万円(前期比61.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、負ののれん発生益の計上もあり、3,451百万円(前期比92.5%増)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、売上高は3,230百万円減少し、営業利益は262百万円減少しております。

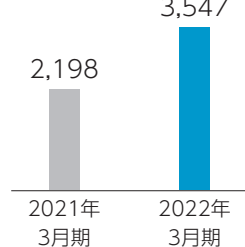
売上高 (単位：百万円)



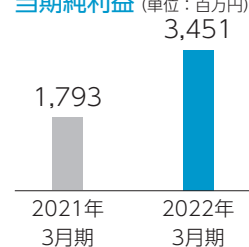
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：百万円)



セグメント別の業績

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

建材事業

売上高 **69,453**百万円（前期比 2.2% ) 営業利益 **1,335**百万円（前期比 △3.0% )

新設住宅着工戸数が増加し、快適な水回りや空気環境等の実現のためのリフォーム需要も拡大する事業環境でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、展示会等につきましては引き続き開催せず、会員制サイトやウェブ会議システム等のインターネットを利用した販売促進等に注力してまいりました。また、2021年7月には、福岡県において新築・リフォーム工事を行なう丸光トーヨー(株)を新たに子会社化いたしました。

この結果、当事業の売上高は69,453百万円(前期比2.2%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2,406百万円減少しております。営業利益につきましては、収益認識会計基準等の適用により251百万円減少したことから、1,335百万円(前期比3.0%減)となりました。

環境アメニティ事業

売上高 **16,144**百万円（前期比 7.3% ) 営業利益 **69**百万円（前期比 △69.1% )

北海道、東北および関東地区を中心に営業活動を行なっている環境アメニティ事業において、家庭用品の販売が前期の巣ごもり需要の反動により減少しました。

しかしながら、2021年10月に新たに子会社化した寺田(株)の業績が寄与し、当事業の売上高は16,144百万円(前期比7.3%増)となりました。営業利益につきましては、M&A関連費用が発生したことなどから69百万円(前期比69.1%減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1百万円減少し、営業利益は1百万円減少しております。

加工事業

売上高 **17,434**百万円 (前期比 29.6% [↑](#)) 営業利益 **1,633**百万円 (前期比 131.8% [↑](#))

世界的な木材の供給不足とそれに伴う価格高騰が続く中で、資材の確保と適正な価格での販売に注力してまいりました。また、2021年5月には、管理部門の集約による効率化のため、ヨドプレ(株)と(株)西日本プレカットセンターを統合いたしました。

この結果、当事業の売上高は17,434百万円(前期比29.6%増)、営業利益は1,633百万円(前期比131.8%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は945百万円減少し、営業利益は9百万円減少しております。

エンジニアリング事業

売上高 **6,146**百万円 (前期比 117.2 % [↑](#)) 営業利益 **525**百万円 (前期比 311.6% [↑](#))

2020年7月に子会社化した(株)アイエムテックおよび長豊建設(株)の業績が寄与し、当事業の売上高は、6,146百万円(前期比117.2%増)、営業利益は525百万円(前期比311.6%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は122百万円増加しましたが、営業利益に与える影響はありません。

その他

売上高 **3,156**百万円 (前期比 6.6% [↑](#)) 営業利益 **82**百万円 (前期比 200.8% [↑](#))

産業資材の販売を行なっている太平商工(株)の事業を報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に区分しております。

産業用電気絶縁材やLEDトンネル用照明器具の販売が増加したことにより、当事業の売上高は3,156百万円(前期比6.6%増)、営業利益は82百万円(前期比200.8%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による影響はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は522百万円であり、その主なものは、プレカット加工機の取得費197百万円（西日本フレーミング(株)、愛媛プレカット(株)、基幹システムの構築費69百万円（越智産業(株)）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、主として取引金融機関からの経常的な調達であり、重要な事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

2021年7月15日付で越智産業(株)(連結子会社)が丸光トーヨー(株)の株式を、2021年10月8日付で当社が寺田(株)の株式を取得したことにより、各社を連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的に成長し企業価値の向上を図るため、「住生活に関するビジネスを基軸として、生活文化の向上と地球環境の保全に貢献します。」との経営理念のもと、住生活に関するビジネスを充実させるとともに、事業ポートフォリオを拡大することで、「安全安心でサステナブルな(持続可能な)社会を創造する」というパーパスの実現を目指しております。

事業環境といたしましては、わが国経済は、新型コロナウイルスの新規感染者数は高止まりしている状況が続いているものの、まん延防止等重点措置の解除など経済活動の制約が緩和され、景気に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーや原材料の価格高騰が企業収益を下押しするなど、景気の先行きは不透明な状況となっております。また、住宅関連業界におきましては、在宅時間の増加に伴うリフォーム・リノベーション需要の拡大や戸建住宅への選好の高まりが見られますが、一方で世界的な木材の供給不足とそれに伴う価格高騰が続くことも予想されます。当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、若干の減少を見込んでおります。

当社グループといたしましては、社内外を問わず新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、資材の確保と適正な価格での販売に注力してまいります。

2023年3月期を初年度とする5か年の新中期経営計画においては、次の3項目を基本方針とし、同方針に基づく各種施策を推進することにより、持続的な成長および企業価値の向上を図ってまいります。

- ・持続的成長に向けた事業ポートフォリオの変革
- ・成長分野に注力した営業展開
- ・安定成長を支える経営基盤の確立

<持続的成長に向けた事業ポートフォリオの変革>

住宅需要の変化に影響を受けにくい企業体質を確立するため、M&Aを活用し、建材事業・加工事業以外の事業の売上構成比率を高めてまいります。特に、建設・工事を行なうエンジニアリング事業のM&Aを積極的に推進し、事業規模の拡大に努めてまいります。

<成長分野に注力した営業展開>

脱炭素社会の実現等、今後の事業環境の変化を見据え、以下の取り組みを強化してまいります。

- ① 建材事業
 - ・脱炭素関連商材の拡販
 - ・リフォーム・リノベーション需要の取り込み
 - ・非住宅市場の開拓
- ② 加工事業
 - ・非住宅市場の開拓
 - ・工事機能の強化
- ③ 環境アメニティ事業
 - ・施工体制の強化
 - ・E C市場の開拓
- ④ エンジニアリング事業
 - ・更なるM&Aの推進による工事ネットワークの構築
 - ・建材事業と連携した土木関連商材の取扱い
- ⑤ その他事業
 - ・自動車のE V化を見据えた売上構成の転換
 - ・国内製産業資材の拡販

<安定成長を支える経営基盤の確立>

DX推進、サステナビリティについての取り組み強化、人材の育成・確保、コーポレートガバナンスの強化等により、安定成長を支える経営基盤の確立を図ってまいります。

中期経営計画における売上高営業利益率、自己資本当期純利益率(ROE)を含む数値目標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結財務目標	売	上	高	営	業	利	益	親会社株主に帰属する 当期純利益
2027年3月期			135,000		3,800	営業利益率 2.8%		2,700 ROE 10.0%

(6) 財産および損益の状況の推移

	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)	第11期 (2021年3月期)	第12期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高 (百万円)	104,671	104,219	101,842	111,875
経常利益 (百万円)	2,130	2,264	2,198	3,547
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,384	1,426	1,793	3,451
1株当たり当期純利益金額	104円94銭	109円59銭	137円71銭	265円51銭
総資産額 (百万円)	53,555	52,666	56,905	62,834
純資産額 (百万円)	14,409	15,385	17,147	19,814
1株当たり純資産額	1,104円16銭	1,178円89銭	1,314円08銭	1,537円51銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、株式給付信託（B B T）を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、第12期より信託型社員持株インセンティブ・プランを導入しております。株主資本において自己株式として計上されているO C H Iホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日〕等を第12期の期首から適用しており、第12期の財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
越 智 産 業 (株)	100,000	100	建材事業
(株) ホ ー ム コ ア	14,000	100 (100)	建材事業
(株) ト ー ソ ー	80,000	100 (100)	建材事業
丸 共 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ソ ー ケ ン	10,000	100 (100)	建材事業
坂 口 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) 丸 滝	60,000	100 (100)	建材事業
(株) タ ケ モ ク	10,000	100 (100)	建材事業
丸 光 ト ー ヨ ー (株)	11,000	100 (100)	建材事業
(株) ウ エ ス ト ハ ウ ザ ー	30,000	50 (50)	建材事業
(株) 松 井	30,000	100	環境アメニティ事業
太 陽 産 業 (株)	50,000	100	環境アメニティ事業
寺 田 (株)	99,900	100	環境アメニティ事業
西日本フレーミング(株)	50,000	100	加工事業
ヨ ド プ レ (株)	45,000	100	加工事業
愛 媛 プ レ カ ッ ト (株)	10,000	100	加工事業

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
D S T O K A I (株)	80,000	100	エンジニアリング事業
(株) アイエムテック	20,000	100	エンジニアリング事業
長 豊 建 設 (株)	21,000	100	エンジニアリング事業
(株) クリーンイイダ	7,750	100 (100)	エンジニアリング事業
(有) C K K	3,000	100 (100)	エンジニアリング事業
太 平 商 工 (株)	50,000	100	その他 (産業資材の販売)

- (注) 1. (株)ウエストハウザーの持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の議決権比率の()内は内書さで、間接所有比率であります。
3. (株)西日本プレカットセンターは、2021年5月1日付でヨドプレ(株)(連結子会社)を存続会社とする吸収合併をしたため、連結の範囲から除外しております。
4. 2021年7月15日付で越智産業(株)(連結子会社)が丸光トーヨー(株)の株式を、2021年10月8日付で当社が寺田(株)の株式を取得したことにより、各社を連結子会社といたしました。

上記に掲げた重要な子会社22社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
越 智 産 業 (株)	福岡市中央区 那の津三丁目12番20号	3,332百万円	15,525百万円

(8) 主要な事業内容

事業区分	主 要 製 品 等
建 材 事 業	各種合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器、太陽光パネル等
環境アメニティ事業	家庭用品、暖房器具、冷凍冷蔵機器、空調機器、厨房機器、繊維商品等
加 工 事 業	木造軸組工法プレカット、2×4(ツーバイフォー)工法プレカット等
エンジニアリング事業	商業施設建設、土木工事、内装工事、高齢者向け介護関連サービス
そ の 他	産業資材の販売等

(9) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	福岡市中央区那の津三丁目12番20号		

② 子会社の主要な事業所

名	称	所	在	地
越智産業(株)	ホー ム コ ア	福	岡	市
(株)		北	九	州
(株)	トー ソー	熊	本	県
丸共建材(株)		島	根	県
(株)	ソー ケン	鹿	児	島
坂口建材(株)		佐	賀	県
(株)	丸	長	野	県
(株)	タケモク	大	分	県
丸光トーヨー(株)		福	岡	県
(株)	ウエストハウザー	広		島
(株)	松	札		幌
太陽産業(株)		仙		台
寺田(株)		札		幌
西日本フレイミング(株)		福	岡	県
ヨドプレ(株)		兵	庫	県
愛媛プレカット(株)		愛	媛	県
DS TOKAI(株)		岐	阜	県
(株)	アイエムテック	広		島
長豊建設(株)		長	野	県
(株)	クリーンイイダ	長	野	県
(有)	C K K	長	野	県
太平商工(株)		東	京	都
			千	代
			田	区

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
1,347 名	増 52 名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者（1名）を除く就業人員であります。

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 名	増 1 名	55.9 歳	7.9 年

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。

2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業(株)における勤続年数を通算しております。

(11) 主要な借入先および借入額

① 企業集団の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
(株) みずほ銀行	795
(株) 福岡銀行	735
(株) 西日本シティ銀行	685
(株) 伊予銀行	560
(株) 肥後銀行	530

② 当社の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
越智産業(株)	1,700
(株) 西日本シティ銀行	585
(株) 松井	559
(株) トーソー	450
(株) 福岡銀行	335

(注) 越智産業(株)、(株)松井および(株)トーソーは、連結子会社であります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式 36,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式 13,136,942株 (自己株式474,028株を除く)
(3) 単元株式数	100株
(4) 株主数	10,203名
(5) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
越智八千代	2,367	18.0
越智通広	1,371	10.4
オチワークサービス(株)	1,105	8.4
SMB建材(株)	491	3.7
伊藤忠建材(株)	423	3.2
日本マスタートラスト信託銀行(株)	420	3.2
住友林業(株)	414	3.2
吉野石膏(株)	300	2.3
(株)福岡銀行	244	1.9
OCHIホールディングス社員持株会	237	1.8

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式109,800株、OCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式166,000株は含まれておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	5,300株	2名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社役員に対して、交付されたものであります。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役	越智通広	社長執行役員	越智産業(株) 代表取締役社長
取締役	越智通信	執行役員木材・建材部長	
取締役	酒匂利夫	執行役員人事部長	
取締役	土生清文	執行役員総合管理部長	
取締役	江藤洋		江藤中小企業診断士事務所 所長
取締役	山本智子		
取締役常勤監査等委員	松本英治		
取締役監査等委員	久留和夫		久留公認会計士事務所 所長
取締役監査等委員	濱田弥亜		濱田弥亜公認会計士事務所 所長 (株)ビジネスサイズ 代表取締役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員

- (注) 1. 萩尾一寿氏は、2021年6月24日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
 2. 藤田信一郎氏は、2021年6月24日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を任期満了により退任いたしました。
 3. 濱田弥亜氏は、2021年6月24日開催の第11期定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
 4. 取締役江藤洋、山本智子、松本英治、久留和夫および濱田弥亜の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 5. 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門との緊密な意思疎通や情報交換により、監査の実効性を確保するため、監査等委員である取締役松本英治氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
 6. 監査等委員である取締役久留和夫および濱田弥亜の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 取締役江藤洋、山本智子、松本英治、久留和夫および濱田弥亜の各氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 決定方針の決定方法

取締役会の諮問を受けた報酬諮問委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を審議し、その審議結果を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要につきましては、以下のとおりであります。

イ 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬と、業績連動報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）により構成することとします。その支給割合の決定の方針は、代表取締役については1：0.15を、その他の業務執行取締役については1：0.30をそれぞれ目安とすることとします。なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ固定報酬のみとします。

ロ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、世間水準、経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとします。また、その決定方法については、次のとおりとします。

- ・報酬諮問委員会が、上記の方針に基づき、取締役の報酬総額に関する株主総会議案、個人別の報酬等の額、その他の取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に提言します。なお、監査等委員である取締役に関する事項については、監査等委員会に提言します。

・取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、取締役会が報酬諮問委員会の審議結果を尊重して決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、報酬諮問委員会の審議結果を参考にして監査等委員である取締役の協議により決定します。

ハ 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」とします。本制度は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を対象とし、当該役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、当該役員が株価上昇によるメリットのみなならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とします。

業績連動報酬に係る指標については、明確で客観的な指標である、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益としており、これらの目標指標の達成状況に応じて役位別に算出されたポイントを付与し、当該役員の退任時に、付与したポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(注) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益2,080百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,550百万円で、実績は、連結営業利益3,064百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,451百万円といずれも達成であります。

Ｃ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行なっているため、取締役会も基本的にその審議結果を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。第9期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち、社外取締役は3名）であります。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、第9期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。第9期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入を決議しております。また、2021年6月24日開催の第11期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対して、連続する5事業年度で120百万円を上限とする金銭を原資として、信託を通じて86,000株を上限とする当社株式を取得し、取締役会が定める役員株式給付規則に基づき、退任時に当社株式を給付すること、ならびに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数（給付時に1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。）の合計は10,000ポイントを上限とすることを決議しております。第11期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名であります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	57 (4)	49 (4)	7 (一)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16 (14)	16 (14)	—	4 (3)

(注) 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2022年3月31日現在）

区分	氏名	兼職の状況	関係
社外取締役	江藤 洋	江藤中小企業診断士事務所 所長	—
社外取締役 監査等委員	久留 和夫	久留公認会計士事務所 所長	—
社外取締役 監査等委員	瀨田 弥亜	瀨田弥亜公認会計士事務所 所長 (株)ビジネスライズ 代表取締役 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員	—

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係 該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	江 藤 洋	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、中小企業診断士として、コンサルティング業務での豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取 締 役	山 本 智 子	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	松 本 英 治	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、金融および会社経営での豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	久 留 和 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	濱 田 弥 亜	2021年6月24日に就任後開催された取締役会13回全てに出席し、また就任後開催された監査等委員会11回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 上記のほか、当社は、会計監査人と同一のネットワークに属するEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社およびEY税理士法人に対して、コンサルティング業務報酬として、7百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、「監査等委員会の職務の執行のため必要な事項」および「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（以下、内部統制システムと総称する。）を整備することを目的として、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しております。

内部統制システム構築の基本方針の概要、および、内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役総数の3分の1以上を独立社外取締役とし、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
 - ・ 経営理念、企業理念、行動理念、および、倫理基準を制定し、企業倫理の確立を図ります。
 - ・ コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底に努めます。
 - ・ 内部通報制度を導入するとともに、法令・定款等の違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、適切に対応します。
 - ・ 内部監査室を設置し、内部管理体制の適切性、有効性を検証します。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録その他の重要な情報については、法令および文書管理規則その他の社内規程に基づき、適切に作成、保存または廃棄します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理の統括およびコンプライアンスの推進のため、総合管理部を設置します。
 - ・ リスクマネジメント基本規則を制定し、潜在的なリスクを未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、当該規則に従い迅速かつ適切に対応します。
 - ・ 組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対する管理状況の把握や未然防止に関する指導・監督を行ないます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、法令および取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を社長、その他の業務執行取締役および執行役員に委任します。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社管理規則を制定し、当該規則に基づき、重要な承認事項については子会社から当社へ所定の承認を求めることとし、また、重要な報告事項については子会社を所管する各事業部から当社の取締役会等に報告することとします。
 - ・リスクマネジメント基本規則に基づき、総合管理部およびリスクマネジメント委員会が、当社グループにおけるリスクを総括的に管理します。
 - ・子会社を所管する各事業部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行いません。
 - ・当社の倫理基準および内部通報制度を子会社に共通して適用します。

- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員会による監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査等委員会の指示権を明確にするとともに、当社グループ内からの監査等委員会への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請求・支払に応じます。
 - ・監査等委員会に報告を行なった者に対して不利な取扱いを行なわないものとします。
 - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および社長に報告します。

- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行いません。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。
 - ・反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携します。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・総合管理部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導や啓蒙活動を実施しております。
 - ・当社グループの全ての役員および使用人に「OCHIグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」および顧問弁護士の窓口を明記し、周知徹底を図っております。
 - ・人事部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組込み、実施しております。また、重要な子会社の所長会議などで、担当取締役からコンプライアンスに関する注意喚起を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令および文書管理規則に従い、適切に保管および管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・月1回、リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。なお、議事要旨については、取締役会および経営会議で担当取締役から報告されております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。
 - ・内部監査室が年間計画に従って、当社および重要な子会社に対し内部監査を実施しております。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員である取締役および社外取締役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行っております。
 - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および社長に報告しております。
 - ・監査等委員会は、内部通報の内容および対応状況等について必要な報告を受けております。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社および子会社に関連の諸規定を整備させ、また、当社および重要な子会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制（全社統制、業務処理統制、IT全般統制）の整備、運用および評価を継続的に実施しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。
 - ・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値の向上を図る観点から、M&A等の成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の積上げと、株主の皆様への利益還元への拡充とのバランスを考慮した資本政策を行ないます。

なお、当社は、安定的な配当の維持に努めることに加えて、連結業績を加味した配当を行なうことを基本方針とし、連結配当性向については、20%程度を下限とし、30%以上を目指すものとします。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

決議	配当金の 総額	1株 当たり 配当 額	基準日	効力発生日	配当性向
2021年11月4日 取締役会	197百万円	15円00銭	2021年9月30日	2021年12月6日	18.8%
2022年5月25日 取締役会	459百万円	35円00銭	2022年3月31日	2022年6月6日	

- (注) 1. 2021年11月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2022年5月25日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。また、OCHホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		43,231	流 動 負 債		38,673
現金及び預金		12,195	支払手形及び買掛金		15,479
受取手形、売掛金及び契約資産		21,061	電子記録債務		16,481
電子記録債権		3,332	短期借入金		3,223
商品		5,107	リース債務		149
未成工事支出金		731	未払法人税等		796
その他		834	未払消費税等		404
貸倒引当金		△30	賞与引当金		657
固 定 資 産		19,602	その他		1,482
有形固定資産		12,757	固 定 負 債		4,346
建物及び構築物		3,383	長期借入金		1,663
機械装置及び運搬具		648	リース債務		333
土地		8,354	繰延税金負債		654
リース資産		151	役員退職慰労引当金		434
建設仮勘定		146	役員株式給付引当金		57
その他		73	退職給付に係る負債		653
無形固定資産		1,303	その他		548
のれん		579	負 債 合 計		43,019
リース資産		333	純 資 産 の 部		
その他		391	株 主 資 本		19,392
投資その他の資産		5,541	資 本 金		400
投資有価証券		1,894	資 本 剰 余 金		997
繰延税金資産		342	利 益 剰 余 金		18,786
退職給付に係る資産		241	自 己 株 式		△791
差入保証金		627	その他の包括利益累計額		381
投資不動産		2,239	その他有価証券評価差額金		392
その他		211	退職給付に係る調整累計額		△10
貸倒引当金		△15	非支配株主持分		40
資 産 合 計		62,834	純 資 産 合 計		19,814
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		62,834

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		111,875
売上	利益		96,786
販売費	一般管理費		15,089
営業	業外		12,025
営業	業外		3,064
受取	利息	5	
受取	配当	46	
仕入	割引	145	
不陽	貸電	172	
受雑	協賛	76	
営業	業外	0	
営業	業外	139	587
支不減	費用		
雑経	利貸	22	
雑経	償却	36	
雑経	損	27	
雑経	常	17	104
特別	利益		3,547
投資	資産	1	
負の	有価証券	88	
特別	のれん	1,223	1,314
特別	損失		
固定	資産	0	
固定	資産	0	
投資	有価証券	2	
投資	有価証券	9	
減損	損	69	81
税金等調整	前当期純利益		4,779
法人税、住民税	及び事業税	1,448	
法人税等調整	額	△123	1,325
当期純利益			3,454
非支配株主に帰属する	当期純利益		2
親会社株主に帰属する	当期純利益		3,451

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本	
2021年4月1日残高	400	997	15,755	△579		16,573
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△420	—		△420
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,451	—		3,451
自己株式の取得	—	—	—	△222		△222
自己株式の処分	—	—	—	10		10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—		—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,030	△212		2,818
2022年3月31日残高	400	997	18,786	△791		19,392

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持分	
2021年4月1日残高	545	△8	536	37	17,147
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△420
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	3,451
自己株式の取得	—	—	—	—	△222
自己株式の処分	—	—	—	—	10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△153	△1	△155	2	△152
連結会計年度中の変動額合計	△153	△1	△155	2	2,666
2022年3月31日残高	392	△10	381	40	19,814

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

■ 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 22社

連結子会社の名称

越智産業(株)	(株)丸滝	寺田(株)	長豊建設(株)
(株)ホームコア	(株)タケモク	西日本フレーミング(株)	(株)クリーンイイダ
(株)トソー	丸光トヨー(株)	ヨドプレ(株)	(有)C K K
丸共建材(株)	(株)ウエストハウザー	愛媛プレカット(株)	太平商工(株)
(株)ソーケン	(株)松井	D S T O K A I(株)	
坂口建材(株)	太陽産業(株)	(株)アイエムテック	

当連結会計年度において、(株)西日本プレカットセンターはヨドプレ(株)を存続会社とする吸収合併をしたため、連結の範囲から除外しております。また、越智産業(株)が丸光トヨー(株)の株式を、当社が寺田(株)の株式を取得したことにより、2社を新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)タケモクの決算日は12月31日、寺田(株)の決算日は2月20日、(株)丸滝、丸光トヨー(株)およびD S T O K A I(株)の決算日は2月28日であります。(株)アイエムテック、長豊建設(株)、(株)クリーンイイダ、(有)C K Kについては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合および……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

それに類する組合への出資
(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

a 商品……………主として移動平均法による原価法

b 未成工事支出金……………個別法による原価法

② 工事に係る収益

当社および連結子会社は商業施設等の建設、公共事業の土木工事、戸建住宅・集合住宅の内装工事等の請負工事契約を締結しております。当該契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の総額に占める割合に基づくインプット法によっております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、重要性の乏しい工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理方法

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

② 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その効果のおよぶ期間(5～10年)にわたり均等償却しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容および理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

- ・顧客への商品販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。
- ・工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行なっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、重要性の乏しい工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ・有償支給取引については、支給先となる場合には、従前支給元からの支給時に棚卸資産として認識していた支給品について認識を中止するとともに、従前支給元への販売時に支給品部分も含めて売上高と売上原価を計上しておりましたが、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

収益認識会計基準等の適用を行なう前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、流動資産は1,566百万円減少し、流動負債は1,566百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は3,230百万円減少し、売上原価は2,968百万円減少し、営業利益は262百万円減少しておりますが、経常利益、税金等調整前当期純利益および利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

2. 「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容および理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)および「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

「時価の算定に関する会計基準」第19項および「金融商品に関する会計基準」第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

時価の算定に関する会計基準等の適用により連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「減価償却費」(前連結会計年度30百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より、独立掲記しております。

(追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。また、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会決議に基づき、本制度の対象を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員(以下、「取締役等」という。)としております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

取締役等に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号 2015年3月26日)」に準じて会計処理を行なっております。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は112百万円、株式数は109,800株であります。

(従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年2月4日開催の取締役会決議に基づき、当社グループの社員(以下「社員」という。)に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型社員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは、「OCHIホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入する全ての社員を対象とするインセンティブ・プランであります。本プランでは、当社が信託銀行に「OCHIホールディングス社員持株会専用信託」(以下、「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式をあらかじめ取得いたします。その後はE-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行なわれるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、社員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて社員の株式取得および保有を促進することにより社員の財産形成を支援することを狙いとしております。

(2) 信託に残存する自社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は218百万円、株式数は166,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末218百万円

(取得による企業結合)

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、日本調査株式会社（以下「日本調査」という。）の発行済株式の全てを取得し、当社の連結子会社とすることについて決議いたしました。

企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 日本調査株式会社

事業の内容 建設コンサルタント業

(2) 企業結合を行なった主な理由

今般、株式を取得する日本調査は、東京都板橋区に本社を置き、東北地方から九州地方までの各地において、主として土木構造物の診断・調査を行なっております。

今後、当社グループといたしましては、日本調査を子会社化することで、エンジニアリング事業の事業拡大を図るとともに、グループシナジーの一層の追求を図り、持続的成長の実現に取り組んでまいります。

(3) 企業結合日（予定）

2022年7月7日（株式取得日）

2022年7月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(連結貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額	8,747百万円
	投資不動産の減価償却累計額	748百万円
2.	顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。	
	受取手形	5,210百万円
	売掛金	15,044百万円
	契約資産	805百万円
3.	流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	529百万円
4.	受取手形裏書譲渡高	34百万円
	電子記録債権割引高	17百万円
5.	連結会計年度末日満期手形	
	連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日においては、連結子会社の決算日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。	
	受取手形	13百万円
	電子記録債権	0百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数
普通株式 13,610,970株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年5月26日 取締役会	普通株式	223百万円	17円00銭	2021年3月31日	2021年6月7日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	197百万円	15円00銭	2021年9月30日	2021年12月6日

- (注) 1. 2021年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2021年11月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	配当金の 原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	459百万円	利益剰余金	35円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月6日

- (注) 2022年5月25日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。また、OCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金およびM&A資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定（主として5年）を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴うデリバティブは行なわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,701百万円	1,701百万円	—
資 産 計	1,701百万円	1,701百万円	—
(1) 短期借入金	3,223百万円	3,223百万円	△0百万円
(2) 長期借入金	1,663百万円	1,662百万円	△0百万円
負 債 計	4,886百万円	4,885百万円	△0百万円

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	193百万円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上する金融資産および金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,701百万円	—	—	1,701百万円

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	3,223百万円	—	3,223百万円
長期借入金	—	1,662百万円	—	1,662百万円

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金のうち一年内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

当社は、2021年9月22日開催の取締役会において、寺田株式会社（以下「寺田」という。）の自己株式を除く発行済株式を取得し、当社の連結子会社とすることについて決議し、2021年10月8日付で同社の株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 寺田株式会社
事業の内容 繊維商品の卸売

② 企業結合を行なった主な理由

今般、株式を取得した寺田は、北海道札幌市に本社を、北海道・東北・関東・九州に営業拠点を置き、主として寝具、衣料品、タオル等の繊維商品の卸売を行なっております。

今後、当社グループといたしましては、寺田を子会社化したことで、東日本における事業拡大を図るとともに、環境アメニティ事業における仕入、販売の連携等を通して、グループシナジーの一層の追求を図り、持続的成長の実現に取り組んでまいります。

③ 企業結合日

2021年10月8日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年8月21日から2022年2月20日まで

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得原価につきましては、主要な相手先の意向および守秘義務契約により、非開示とさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリー費用等 90百万円

(5) 負ののれん発生益の金額および発生原因

① 負ののれん発生益の金額 1,211百万円

② 発生原因

取得した資産および引き受けた負債の公正価値の純額が移転対価を上回ったため発生したものです。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社および一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等（土地を含む。）を所有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額

当連結会計年度末の時価

2,869百万円

3,760百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

- 収益の分解情報
財またはサービスの種類に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	連結計算書類計上額
	建材事業	環境アメニティ事業	加工事業	エンジニアリング事業	計		
売上高							
商品販売に係る収益	62,059	15,052	16,181	355	93,649	3,155	96,805
工事に係る収益	7,127	1,091	1,058	5,241	14,518	—	14,518
その他の収益	44	0	—	507	551	—	551
顧客との契約から生じる収益	69,231	16,144	17,239	6,104	108,719	3,155	111,875
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	69,231	16,144	17,239	6,104	108,719	3,155	111,875

- 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	20,328	23,587
契約資産	434	805
契約負債	764	529

契約資産は、主に顧客との建設工事や設置工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた権利に振り替えられます。工事に関する対価は、契約条件に基づき引渡しまたは検収後に請求し、概ね3ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に工事契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、764百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産および契約負債の残高に重要な変動が発生していないため、記載を省略しております。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含まれておりません。当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務は1,840百万円であります。主に道路工事・マンション建設等における未充足の履行義務に関するものであり、2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,537円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 265円51銭 |

(注) 1. 「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。なお、この変更による1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度111,370株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末109,800株であります。

3. 株主資本において自己株式として計上されているOCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、27,070株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、166,000株であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	916	流 動 負 債	4,862
現金及び預金	169	関係会社短期借入金	3,809
前払費用	1	一年内返済予定長期借入金	900
関係会社短期貸付金	330	未払金	117
未収還付法人税等	309	未払費用	3
その他	106	未払法人税等	1
固 定 資 産	14,609	未払消費税等	6
有形固定資産	3	預り金	4
器具及び備品	3	賞与引当金	19
無形固定資産	45	固 定 負 債	1,348
ソフトウェア	45	長期借入金	1,243
投資その他の資産	14,559	役員株式給付引当金	57
投資有価証券	114	退職給付引当金	0
関係会社株式	14,343	その他	46
長期前払費用	0	負 債 合 計	6,210
繰延税金資産	28	純 資 産 の 部	
投資不動産	57	株 主 資 本	9,317
その他	15	資本金	400
		資本剰余金	4,311
		その他資本剰余金	4,311
		利益剰余金	5,403
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	5,303
		繰越利益剰余金	5,303
		自己株式	△798
		評価・換算差額等	△2
		その他有価証券評価差額金	△2
資 産 合 計	15,525	純 資 産 合 計	9,314
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,525

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
営	業	収	益
経	営	指	導
受	取	配	当
		料	金
		566	
		1,505	2,072
営	業	費	用
			583
営	業	利	益
			1,489
営	業	外	収
受	取	利	息
受	取	配	当
不	動	産	賃
投	資	事	業
雑		収	入
		1	
		0	
		4	
		22	
		1	30
営	業	外	費
支	払	利	息
不	動	産	賃
経	常	利	益
		27	
		2	29
			1,490
税	引	前	当
法	人	税	、
法	人	税	等
当	期	純	利
		1	
		4	6
			1,483

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
	資本金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金
2021年4月1日残高	400	4,311	4,311	100	4,240	4,340
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△420	△420
当期純利益	—	—	—	—	1,483	1,483
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,063	1,063
2022年3月31日残高	400	4,311	4,311	100	5,303	5,403

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
2021年4月1日残高	△586	8,465	△1	△1	8,464
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△420	—	—	△420
当期純利益	—	1,483	—	—	1,483
自己株式の取得	△222	△222	—	—	△222
自己株式の処分	10	10	—	—	10
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△1	△1	△1
事業年度中の変動額合計	△212	851	△1	△1	850
2022年3月31日残高	△798	9,317	△2	△2	9,314

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
投資事業有限責任組合および……………組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
それに類する組合への出資
(金融商品取引法第2条第2項に
より有価証券とみなされるもの)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) 主な耐用年数 器具及び備品 2～10年
 - (2) 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) 投資不動産……………定率法
主な耐用年数 30年
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用
 - (1) 会計方針の変更の内容および理由
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
 - (2) 遡及適用をしなかった理由等
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。
 - (3) 計算書類の主な項目に対する影響額
収益認識会計基準等の適用により計算書類に与える影響はありません。
2. 「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用
詳細は「連結計算書類 連結注記表 (会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)」の当該事項に記載のとおりであります。

(追加情報)

- (取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
(従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
(取得による企業結合)
詳細は「連結計算書類 連結注記表 (追加情報)」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10百万円
投資不動産の減価償却累計額	20百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	334百万円
短期金銭債務	3,813百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
営業収益	2,072百万円
営業費用	1百万円
営業取引以外の取引高	17百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	749,828株
------	----------

(注) 当事業年度末の自己株式は、株式給付信託（B B T）の信託財産として信託が所有する当社株式109,800株、およびO C H Iホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式166,000株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6百万円
減価償却超過額	10百万円
役員株式給付引当金	17百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	47百万円
評価性引当額	△16百万円
繰延税金資産合計	30百万円
繰延税金負債	
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産純額	28百万円

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

詳細は「連結計算書類 連結注記表（企業結合等に関する注記）」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	越智産業(株)	所有直接 100%	経営指導業務の受託 の 資金の借入 の 役員 の 兼任	経営指導業務の受託 (注) 1	398	—	—
				資金の借入	800	関係会社 短期借入金	1,700
				資金の返済	600		
				利息の支払 (注) 2	7		
子会社	(株) トーソー	所有間接 100%	資金の借入 の 役員 の 兼任	資金の借入	100	関係会社 短期借入金	450
				資金の返済	50		
				利息の支払 (注) 2	2		
子会社	(株) 松井	所有直接 100%	資金の借入 の 役員 の 兼任	資金の返済	232	関係会社 短期借入金	559
				利息の支払 (注) 2	3		
子会社	ヨドプレ(株)	所有直接 100%	資金の貸付 の 役員 の 兼任	資金の貸付	282	関係会社 短期貸付金	—
				資金の回収	282		
				利息の受取 (注) 2	0		
子会社	愛媛プレカット(株)	所有直接 100%	資金の貸付 の 役員 の 兼任	資金の貸付	200	関係会社 短期貸付金	200
				利息の受取 (注) 2	0		
子会社	(株) アイエムテック	所有直接 100%	資金の借入 の 役員 の 兼任	資金の借入	300	関係会社 短期借入金	300
				利息の支払 (注) 2	0		

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
				資金の借入	800		
子会社	長豊建設(株)	所有直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の返済	370	関係会社 短期借入金	430
				利息の支払い (注) 2	2		

- (注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
2. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 724円25銭
2. 1株当たり当期純利益金額 114円16銭

(注) 1. 「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。なお、この変更による1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、111,370株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、109,800株であります。

3. 株主資本において自己株式として計上されているOCHIホールディングス社員持株会専用信託（E-Ship信託）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、27,070株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、166,000株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

○ＣＨＩホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ＣＨＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

○ＣＨＩホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、オンライン形式による手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

○ C H I ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松本英治 ㊟

監査等委員 久留和夫 ㊟

監査等委員 瀧田弥亜 ㊟

(注) 監査等委員松本英治、久留和夫、瀧田弥亜は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 グランド ハイアット 福岡
 3階 ザ・グランド・ボールルーム
 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
 電話番号 092-282-1234



- 福岡空港.....車で約15分
- 西鉄福岡(天神)駅...徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅.....徒歩約10分
- JR博多駅.....徒歩約10分

